

資料

1. 緑を推進する施策の一覧表	152
2. 計画の策定体制	154
3. 緑に関する制度の概要	155
4. 用語解説	158
5. 過去10年間の公園面積などの比較	162

1. 緑を推進する施策の一覧表

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 1	緑地保全の優先度評価の実施	○		36・47
施策 2	公園緑地としての土地の買い入れ	○		36・47
施策 3	法制度等の活用による担保性の向上	○		37・47
施策 4	斜面林の保全	○		40
施策 5	保全配慮地区の指定	○		41・47
施策 6	重要な緑地減少に対する対策ガイドライン（仮称）の作成	○		42・48
施策 7	拠点の緑の管理計画の作成	○		42
施策 8	管理協定制度の活用	○		42
施策 9	里山活動協定の締結	○		43・48・89
施策 10	里山活動協定【事業者版】（仮称）の創設	○		44・90
施策 11	ネーミングライツによる緑地保全	○		44・89
施策 12	カーボン・オフセットによる緑地保全	○		45・48・89
施策 13	緑地保全のための資金の受け入れ体制の整備	○		45・48
施策 14	緑地保全のための新たな財源の確保	○		45・48
施策 15	（一財）柏市みどりの基金による緑地の確保	○		47
施策 16	樹林地管理のための指針作成	○		48
施策 17	湧水地の保全	○		49
施策 18	湧水量の確保	○		49
施策 19	法制度の活用による身近な農地の担保性の向上	○		51
施策 20	農地の流動化の検討	○		52
施策 21	農に参加する機会の創出	○		52
施策 22	特徴のある川づくりの実施	○		56・72
施策 23	サイクリングネットワークの整備	○		56・70
施策 24	緑の拠点・水辺の拠点の整備	○		56
施策 25	民間活力を活かした公園管理	○		57
施策 26	パークマネジメントプランの作成	○		57
施策 27	柏の葉地域における緑地ネットワークの保全と強化	○		59・72
施策 28	柏の葉地域における緑豊かな街区の形成	○		59
施策 29	農を通じた生活空間の整備	○		60・72
施策 30	柏の葉地域における緑の軸の形成	○		60
施策 31	多様な緑化策の実施	○		61
施策 32	立体都市公園の整備	○		62・66
施策 33	市街地再開発事業などとの連携による緑の創出	○		62
施策 34	緑豊かな公開空地の誘導	○		63
施策 35	歩いて行ける身近な緑のオープンスペースの整備	○		65
施策 36	特徴のある身近な公園の整備	○		65
施策 37	市民のニーズに対応した公園づくり	○		65
施策 38	民間活力を活かした公園緑地整備の検討	○		66
施策 39	防災・防犯やバリアフリーへの配慮	○		66
施策 40	公園の再配置計画の作成	○		67
施策 41	公園リニューアル計画の作成	○		67
施策 42	公園里親（アダプト）制度の推進	○		67
施策 43	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり	○		68・85
施策 44	市民参加による郷土の森づくり	○		68・95

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 45	都市公園以外のオープンスペースの整備	○		68
施策 46	歩道・散策路の整備	○		69
施策 47	景観形成ガイドラインと連携した沿道の緑化推進	○		70
施策 48	街路樹等の整備	○		71
施策 49	「柏市道路緑化管理マニュアル」に基づいた街路樹管理	○		71
施策 50	里親（アダプト）制度による市民参加の道づくり	○		72
施策 51	優良田園住宅	○		72
施策 52	農地を活かした交流拠点づくり	○		72
施策 53	学校の緑化	○		73
施策 54	市役所の緑化	○		73
施策 55	その他の公共施設の緑化	○		74
施策 56	駅前広場等の緑化	○		74
施策 57	法制度の活用による緑づくり	○		76
施策 58	緑化推進重点地区の指定	○		78
施策 59	緑に関する評価制度の創設	○		83
施策 60	緑化基準の見直し	○		83
施策 61	緑化ガイドラインの策定	○		84
施策 62	助成制度の実施	○		85
施策 63	オープンガーデンの支援	○		85
施策 64	公園・街路樹の剪定枝・落ち葉等のリサイクル	○		88
施策 65	民有地の剪定枝・落ち葉等のリサイクルシステムの創設検討	○		88
施策 66	木質バイオマスエネルギーの活用検討	○		88
施策 67	里山保全活動の担い手づくり	○		90・95
施策 68	トラスト運動を支援する仕組みづくり	○		90
施策 69	緑に関するコンクール・コンテストなどの実施	○		92
施策 70	表彰制度の創設	○		92
施策 71	ボランティア団体への支援	○		92
施策 72	緑化アドバイザー制度創設の検討	○		92
施策 73	（一財）柏市みどりの基金との連携	○		93
施策 74	緑地保全・緑化推進法人（旧緑地管理機構）制度の活用検討	○		93
施策 75	緑のボランティア活動に関するネットワークづくり	○		93
施策 76	土地所有者とのネットワークづくり	○		93
施策 77	学校での環境教育との連携	○		95
施策 78	各種講習会の開催	○		95
施策 79	緑に関するイベントの開催	○		95
施策 80	緑の現況調査の継続	○		97
施策 81	市民との協働による緑の地域資源の発掘	○		97
施策 82	環境モニタリングの実施	○		97
施策 83	緑に関する情報提供の実施	○		97
施策 84	みどり保全・育成・緑化ガイドブック（仮称）の作成	○		97
施策 85	特定生産緑地の指定による農地保全の推進		○	52
施策 86	民間活力による新たな公園整備手法の活用		○	57
施策 87	地域住民の意向を反映した公園活用の推進		○	65
施策 88	民間による市民緑地整備のための制度活用		○	66

2. 計画の策定体制

① 柏市緑政審議会

■柏市緑政審議会名簿（令和元年度）

氏 名		職 名 等
会 長	落合 実	日本大学生産工学部 教授
	近江 慶光	千葉大学園芸学研究科 助教
	小林 正幸	森林インストラクター
	小川 百合子	市議会議員
	日暮 栄治	市議会議員
	大久保 徹	NPOちば里山トラスト 事務局長
	貝山 秀明	NPO下田の杜里山フォーラム 理事長
	鈴木 亮平	NPO Urban design partners balloon 代表
	染谷 茂幸	柏市農地利用最適化推進委員
	金子 智恵子	市民公募
	木村 直人	市民公募
	事 務 局	南條 洋介
鈴木 忠彦		都市部技監
後藤 義明		都市部次長
伊藤 公之		都市部公園管理課長
佐藤 誉		都市部公園緑政課長
奥野 明敬		都市部公園緑政課主幹
稲村 務		都市部公園緑政課副主幹
鎌重 良太		都市部公園緑政課主任

■柏市緑政審議会 開催経緯

開催日時		内容
令和元年度（2019年度） 第1回	令和元年（2019年） 10月30日	・ 柏市緑の基本計画の改定について
令和元年度（2019年度） 第2回	令和2年（2020年） 1月27日	・ 柏市緑の基本計画の改定について ・ 手賀の丘公園における民間活用導入について

3. 緑に関する制度の概要

(令和2年3月現在)

名称 (根拠条例)	制度の概要等	備考 (税制優遇措置・助成金など)
森林環境譲与税 (柏市森林環境譲与税 基金条例)	・ 森林の整備促進を図るため基金として積み立て、必要な事業に要する経費として利用できる制度。	《備考》 ・ 森林整備(間伐など)や、それらに関わる人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用を充てることと、国より用途が定められている。
保護樹木 (柏市緑を守り育てる条例)	・ 市民の生活に必要な樹木を保護するために指定する制度。 ・ 所有者が管理する。	《指定要件》 ・ 幹周り1m以上、高さ12m以上(株立ち樹木は3m以上)、はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上のいずれかに該当するもの ・ 指定期間3年以上 《助成金》 ・ 補助金1本につき年額2,500円
保護地区 (柏市緑を守り育てる条例)	・ 市民の生活に必要な樹林地等を保護するために指定する制度。 ・ 土地所有者が管理する。	《指定要件》 ・ 土地面積700㎡以上 ・ 指定期間3年以上 《固定資産税・都市計画税》 ・ 課税免除 《助成金》 ・ 補助金1㎡につき年額7円
みどりの広場 (柏しみどりの広場要領)	・ 保護地区のうちの適当な区域や生活環境が整備された地域に隣接した良好な樹林地などについて、緑地の保全を図り、広く市民の利用に供する緑地として設置する制度。 ・ 土地使用貸借により市が管理する。	《指定要件》 ・ 契約期間5年以上 《固定資産税・都市計画税》 ・ 非課税
借地公園 (都市公園法)	・ 土地所有者との賃借契約により土地物件に関する権原を借り受けて都市公園を開設する制度。	《固定資産税・都市計画税》 ・ 非課税(無償貸付けの場合) 《相続税》 ・ 4割評価減(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
立体都市公園 (都市公園法)	・ 都市公園の区域の下限(都市公園法の及ぶ範囲)を定めることにより、都市公園の地下の有効利用や建築物や人工地盤の上部において都市公園を設置する制度。	《備考》 ・ 既存都市公園の地下、建築物・人工地盤の上部が対象となる。
緑地保全地域 (都市緑地法)	・ 里山などの都市近郊の緑地、広域的な緑地を届出、命令制により保全する制度。	《備考》 ・ 管理協定制度の活用や市民緑地制度の活用が可能である。
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	・ 良好な自然環境を形成している緑地を対象に、建築行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全する制度。 ・ 土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、その土地を買い入れることを申し出ることができる。	《固定資産税・都市計画税》 ・ 最高1/2の評価減 《相続税》 ・ 山林・原野については8割評価減 ・ 延納利子税の利率は、課税相続財産の価額に占める不動産等の価額の割合が、50%以上の場合:3.6%、50%未満の場合:4.2%
管理協定制度 (都市緑地法)	・ 緑地保全地域、特別緑地保全地区の管理について、市等が土地所有者と協定を締結し、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。	《固定資産税・都市計画税》 ・ 非課税(無償貸付けの場合) 《相続税》 ・ 管理協定の締結された土地についてさらに評価額2割評価減(特別緑地保全地区との併用の場合)

名称 (根拠条例)	制度の概要等	備考 (税制優遇措置・助成金など)
市民緑地 (都市緑地法)	・市等が土地所有者と契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	《指定要件》 ・土地等の面積300㎡以上 ・契約期間5年以上 《固定資産税・都市計画税》 ・非課税(無償貸付の場合) 《相続税》 ・2割評価減(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
地区計画等 緑地保全条例制度 (都市緑地法)	・屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。	《備考》 ・地区計画等緑地保全条例は、特別緑地保全地区と同等の行為規制を行うことが可能であるが、土地の買入れ規定はない。
緑化地域 (都市緑地法)	・緑が不足している市街地などにおいて、一定条件を満たす地域を都市計画において緑化地域と定め、緑化地域内における敷地が一定規模以上の建築物の新築や増築について、その敷地面積の一定割合以上の緑化(緑化率規制)を義務づける制度。	《備考》 ・義務づけの対象となるのは敷地面積が原則1,000㎡以上の建築物の新築又は増築 ・建築物の緑化率を都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることが義務づけられる(敷地面積の25%)
地区計画等 緑化率条例制度 (都市緑地法)	・地区計画等の区域において、条例で建築物の緑化率の最低限度を定めることができる制度。	《備考》 ・地区計画等緑化率条例は、緑化地域と同等の緑化率規制を行うことが可能である。
市民緑地認定制度 (都市緑地法)	・市民緑地を設置し管理する計画(市民緑地設置管理計画)について、市の認定を受けることにより、緑地保全・緑化推進法人が市民緑地の施設整備の費用に係る支援を受けることができる制度。	《認定要件》 ・緑化地域、緑化重点地区内 ・緑化率20%以上(既存の緑の保全も含む) ・管理期間5年以上 《助成金》 ・市民緑地の施設整備に係る費用(管理期間10年以上等の要件を満たす場合)
緑地協定 (都市緑地法)	・土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化の推進に関する協定を締結する制度。	《備考》 全員協定(45条協定) ・すでにコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し市の認可を受けるもの 一人協定(54条協定) ・開発事業者が分譲前に市の認可を受けるもの
景観重要樹木 (景観法)	・景観計画に定められた指定方針に則して、景観行政団体の長(市長)が指定した良好な景観の形成に重要な樹木を保全する制度。	《備考》 ・景観行政団体(市)等は、景観重要樹木の管理に関し当該樹木の所有者と管理の方法等に関する協定(管理協定)を締結することができる。
生産緑地地区 (生産緑地法)	・市街化区域内農地を都市計画決定し建築行為等を許可制により規制する制度。	《固定資産税・都市計画税》 ・宅地並み課税の適用除外、農地として課税 《相続税》 ・残営農年数等により3.5~0.5評価減 ・相続人が営農継続の場合、納税猶予
緑化重点地区 (緑化推進重点地区)	・緑化地域以外の区域で、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として、緑の基本計画において位置づけられる地区。	《備考》 ・柏市では「緑化推進重点地区」としている。 ・緑化重点地区に位置づけられた地区では、市民緑地認定制度が活用できる。
保全配慮地区	・緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、緑の基本計画において位置づけられる地区。	《備考》 ・保全配慮地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区については、土地所有者の申し出がない場合であっても、市等から申し出て、土地所有者の合意に基づき市民緑地契約を締結することができる。

■都市公園の種別

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

4. 用語解説

【 あ 】

アダプト制度	公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって清掃などを行う制度。アダプトは養子にするという意味。(里親制度)
運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり15~75haを標準として設置する。
NPO	民間の営利を目的としない団体の総称で、自発的に公益的な活動を行う。このうち、法人格を取得した団体を一般的にNPO法人という。
オープンガーデン	私有地である庭などを開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまった。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。二酸化炭素・メタン・亜酸化窒素などがある。

【 か 】

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
風の道	都市気象を緩和するために、自然の風を活用するための空気の通り道のこと。冷涼で清浄な空気の流れは、市街地の温度上昇の抑制や大気の浄化機能が期待される。
カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができないCO ₂ 等の温室効果ガスの排出について、どうしても排出される温室効果ガスについてその排出量を見積り、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。
涵養地	雨水などが自然に土にしみ込んで保水し、水源となる土地のこと。
管理協定	地方公共団体などが特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域内の緑地について、土地所有者による管理が不十分であると認められる場合に、土地所有者に代わって管理を行うために締結する協定のこと。
協働	多様な部門や組織が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
景観重要樹木	景観法に基づき、景観計画区域内の景観上重要な樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、維持・保全・継承するために、市長(景観行政団体の長)が指定するもの。
景観法	都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。
建築物総合環境性能評価システム CASBEE	建築物の環境性能・品質(居住性、機能性、緑、街並みなど)、外部に与える環境負荷(省エネルギー、省資源・リサイクルなど)に関する取り組みを総合的に評価し格付けする仕組み。CASBEEはComprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiencyの略。
広域公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。1箇所当たり50ha以上を標準として設置する。
公開空地	総合設計制度などによって建築物の敷地に確保された公開性の高い空地。

【 さ 】

里親制度（アダプト制度）	公園や道路などの公共スペースを「養子」にみたくて、市民などが「親」となって維持管理を行う仕組み。
里山	人為的に形成され、維持されてきた二次林、またはその周辺の農地や用水路、草地などを合わせた地域のこと。関東地方の二次林は、主にコナラ、クヌギなどからなる雑木林である。
サンクチュアリ	野生生物の生息地の保全を目的とした場所。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
自然共生社会	生物多様性が適切に保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
自然公園	自然公園法と千葉県自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために指定された区域。
指定管理者制度	公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。
市民公募債	住民自治の推進の観点と資金調達手法の多様化を図るため、地方公共団体が発行する地方債のこと。
市民緑地	都市緑地法に基づき、地方公共団体などと緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。
市民緑地認定制度	緑の基本計画における緑化重点地区などにおいて、市民緑地を設置し管理する計画（市民緑地設置管理計画）を市町村が認定し、支援する制度。
社会・環境貢献緑地評価システム SEGES	環境を保全し、潤いと安らぎのある美しいまちづくりに貢献し良好に維持管理されている優れた緑を評価認定する制度。財団法人都市緑化基金が、企業などが積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定している。SEGESはSocial and Environmental Green Evaluation Systemの略。
住区基幹公園	安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
循環型社会	有限な資源の持続性を確保するため、人間の生活や企業活動に伴って発生・消費される物やエネルギーを資源として循環させ、自然界から採取する資源を環境への負荷を低減してできるだけ少なくし、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。
森林環境譲与税	森林の整備促進を図るため基金として積み立て、必要な事業に要する経費として利用できる制度。
3R（スリーアール）	Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再資源化する）の略。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定されたもの。
生態系	植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した全体のシステムのこと。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり10～50haを標準として設置する。
総合設計制度	市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物について、容積率と高さ制限を緩和する建築基準法による特例制度。

【 た 】

体験農園	作物栽培などの農作業を体験するための農園のこと。
------	--------------------------

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
地球温暖化	人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
地区計画制度	地区の特性を活かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路、公園、広場などの公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながら、まちづくりを進める制度。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
チップ	植栽管理時に伐採、剪定される樹木や枝を、公園の園路の敷ならしなどに用いるために粉碎機で砕かれたもの。
調整池	洪水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節・調整する施設。
低炭素社会	経済的な発展を妨げることなしに、温室効果ガス排出を大幅削減した社会のこと。
手賀沼アグリビジネスパーク	手賀沼周辺において、都市と農村の交流空間の機能を集積・強化と既存施設のネットワーク化による相乗効果を発揮する交流拠点を目指すもの。「沼南地域整備方針」(H18.3)に位置づけられている。
特殊公園	利用の特殊な都市公園で、風致公園・動植物公園・歴史公園・墓園などを総称している。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
都市基幹公園	都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都道府県が策定する都市計画のマスタープランのこと。都市計画区域における都市計画は、この方針に即したものでなければならないこととされている。
都市計画道路	都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。
利根運河エコパーク構想	多様な動植物が生息する豊かな自然環境、自然生態系がもたらす様々な効果や利根運河の歴史を地域の資源として守り、活用していくことによって、自然と賑わいと活気のある美しい運河空間の実現を目指すもの。

【 な 】

二次林	その土地本来の自然植生が、災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として成立している森林。燃料用の薪や炭を焼くために切られた後、自然に再生した雑木林などが二次林と呼ばれる。
ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。
ネーミングライツ	施設などに企業名・ブランド名を付与する権利。『施設命名権』とも呼ばれる。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して一体として農業の振興を図るために県知事が指定する地域。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

野馬土手	江戸時代につくられたと牧に放牧された馬（野馬）が牧外に出るのを防ぐために設けられた土手で、土手の部分と堀の部分からなっている。「野馬除土手」とも「野馬堀」ともいわれる。
------	--

【 は 】

バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。
PFI 手法	公共が提供してきたサービスや施設建設・運営などについて、民間の資金や経営能力、技術などを活用し、民間が主体となって事業を進めていく手法。
ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
ビオトープ	野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境の空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。生物を意味する Bio と場所を意味する Tope の合成語。

【 ま 】

ミティゲーション	建設事業等の人為的行為に伴い自然環境への影響が予想される場合に以下の措置を講ずることにより、自然環境への影響を緩和すること。回避（ある行為をしないことで影響を避ける）、最小化（ある行為とその実施に当たり規模や程度を制限して影響を最小化する）、修正・修復（影響を受ける環境の修復、回復、復元により影響を矯正する）、軽減（ある行為の実施期間中、繰り返しの保護やメンテナンスで影響を軽減または除去する）、代償（代替資源や環境を置き換えて提供して影響の代償措置を行う）、という5段階がある。
----------	---

【 ら 】

立体都市公園	都心部などの土地の効率的な利用が求められる地域などにおいて、地下の有効利用や人工地盤・建築物の上部に設置される都市公園。
緑化地域	用途地域内において特に緑化の推進を図るべき区域について、都市計画に定める地域地区。緑化地域においては、一定規模の敷地を有する施設の建設に対して緑化率が規制される。
緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）	都市緑地法に基づき、緑地整備や管理について一定の能力を有し、市長から指定を受けた公益法人や特定非営利活動法人、その他の非営利法人、都市の緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。
緑地保全地域	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一定の要件に該当する緑地を保全するために、都道府県と政令指定都市などが都市計画に定める地域地区。緑地保全地域においては、行為の届出が義務づけられ、必要に応じて行為の制限等を命じることができる。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路などを主体とする緑地。

【 わ 】

ワークショップ	様々な立場や経験を有する参加者が、互いの考え方や意見を学びながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つ。住民参加の手法の一つとして採用されることが多い。
---------	---

5. 過去 10 年間の公園面積などの比較

平成21年度末時点と平成30年度末時点の柏市における1人当たり公園面積および緑のオープンスペース面積の比較は、下表のとおり、1人当たり公園面積については0.29ha（5.2%）の増加、1人当たり緑のオープンスペース面積については0.57ha（7.2%）の増加となっています。

	平成21年度(H22.3.1)	平成30年度(H31.3.1)	差分
人口(人)	398,068	425,396	+27,328 (6.8%)
公園数(ヶ所)	559	632	+73 (13.1%)
公園面積(ha)	223.21	250.86	+27.65 (12.4%)
1人当たり公園面積(m ² /人)	5.61	5.90	+0.29 (5.2%)
1人当たり緑のオープンスペース面積(m ² /人)	7.90	8.47	+0.57 (7.2%)

柏市緑の基本計画

●発行●
令和2年4月

●編集・発行●
柏市 都市部 公園緑政課
〒277-8505 柏市柏5-10-1
TEL 04-7167-1148 FAX 04-7167-2266
E-mail koenryokusei@city.kashiwa.chiba.jp